

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例案

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 補償基礎額は、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が消防協力者等の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防協力者等の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく主として消防協力者等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防協力者等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>2 補償基礎額は、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が消防協力者等の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防協力者等の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく主として消防協力者等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防協力者等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ</p>

<p>[削る]</p> <p>(1)~(5) [略]</p> <p>[4 略]</p>	<p>れ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2)~(6) [同左]</p> <p>[4 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

令和8年3月6日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償の補償基礎額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。